

PCB廃棄物の保管に係る留意点

PCB廃棄物の保管について

PCB廃棄物は廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物に該当し、処理がなされるまで法に定められる「特別管理産業廃棄物保管基準」にしたがって保管する必要があります。

また、保管及び処理に関する業務を行うため、**PCB廃棄物を保管する事業者**は、その事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。

○ 特別管理産業廃棄物保管基準

- ・ 周囲に囲いを設置
- ・ 見やすい箇所に次の事項を記載した掲示板（縦横各60センチ以上）を設置
 - ① 特別管理産業廃棄物の保管場所であること
 - ② 保管するものの種類（PCB廃棄物であることを記載）
 - ③ 保管場所の管理者の氏名・連絡先
- ・ 飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止するための必要な措置
- ・ 他の物が混入しないように仕切りを設けるなど必要な措置
- ・ 容器に入れ密閉するなどPCB廃棄物の揮発防止のため必要な措置
- ・ PCB廃棄物が高温にさらされないために必要な措置
- ・ PCB廃棄物の腐食を防止するために必要な措置

保管場所掲示 具体例

（例1）

特別管理産業廃棄物	
ポリ塩化ビフェニル汚染物保管場所につき 関係者以外の立入を禁止する	
管理者	〇〇 △△
連絡先	〇〇〇—□□□—××××

（例2）

特別管理産業廃棄物保管場所	
1. 特別管理産業廃棄物の種類	PCB廃棄物
2. 管理者の氏名・名称	〇〇 △△
3. 連絡先	電話番号 等

↑
60cm
以上
↓

← 60cm 以上 →

← 60cm 以上 →

＊ 表示は自ら作成してもかまいません(耐久性のある素材が望ましい)

＊ 社団法人日本電気協会(<http://www.denki.or.jp/>)でPCBラベル・掲示板の購入可

○ 特別管理産業廃棄物管理責任者

資格要件

(廃棄物処理法施行規則第8条の17第2号より抜粋)

感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の管理者

	資格(学校区分)	課 程	修了科目又は学科	要件(必要年数等)
イ	環境衛生指導員			2年以上
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	卒業後、2年以上の実務経験
ハ	大学	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後、3年以上の実務経験
ニ	短期大学、高専	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程	衛生工学、化学工学	卒業後、4年以上の実務経験
ホ	短期大学、高専	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後、5年以上の実務経験
ヘ	高校、中学		土木科、化学科又はこれらに相当する学科	卒業後、6年以上の実務経験
ト	高校、中学		理学、工学、農学又はこれらに相当する科目	卒業後、7年以上の実務経験
チ				10年以上の実務経験
リ	イからチまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者			

*実務経験＝廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験

*旧大学令、旧専門学校令、旧中等学校令に基づく各学校の卒業生にも適用有

*リについて、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの実施する「**特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会**」の修了者は、特別管理産業廃棄物管理責任者に該当するとされています。

○講習会実施機関

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

(TEL 03-3668-7311) (ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/>)

○岐阜県内で受講される方の受付機関

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

(TEL 058-272-9293) (ホームページ <http://www.gifu-hozen.jp/index.html>)

*他都道府県で受講の場合は、該当の産業廃棄物協会へ問い合わせください。